

陳情第34号	受理年月日	令和7年6月3日
付託委員会	建設建築委員会	
件名	(仮称) 中井口・高見台商業施設建設に伴う土地土壤汚染について	
要旨	<p>小倉北区高見台2803番2他の土地は、水銀が基準値の400倍、ベンゼンが1,800倍の汚染が確認されている。また、九電工の形質変更届出書には、水銀基準値最大4,800倍の調査結果が出ている。令和5年2月20日に形質変更時要届出区域の指定がされている。(北九州市告示第34号)</p> <p>このような汚染されている土地の上に商業施設を建設しようとしている(株)トライアルリアルエステートの説明では、遮水壁を岩盤まで設置し、周囲1,500メートル囲ったと言っているが、市環境局はその完成の確認をしていない。土壤汚染された土地の上に建設するのであれば、土壤汚染対策法では汚染土が外部に漏れない措置を行うとなっているところ、環境都市として市の対応は土壤汚染を軽視しすぎではないか。また、九電工の形質変更届出書に計測地1近くにおいて10メートルまで岩盤が確認されなかったと報告されているところ、本当に岩盤まで遮水壁を設置したのか疑義が生じる。よって、周囲1,500メートルの遮水壁設置の確認が取れるまで、開発許可申請を受理しないようお願いする。</p> <p>また、(株)トライアルリアルエステートは、遮水壁設置後2年間のモニタリング調査を実施し、報告すると形質変更届出書に記載しているので、設置後2年間(2024年1月から2026年1月まで)のモニタリング調査の報告がなされて汚染土の拡散防止が維持されていることが確認できるまで、開発許可申請を受理しないようお願いする。</p> <p>当該土地が土壤汚染指定区域であり、いまだ形質変更時要届出区域に伴った汚染指定地解除の正式な公報が出てなく、市民生活の安全・安心が担保されている点で疑問が残ったままの状態が継続中にもかかわらず、食品を扱うスーパーや飲食店及び医療施設と極めて健康に密着した施設の開発などがあってはならない。順を追って正式に問題がないことを証明されてからの開発許可をお願いする。</p>	